

北本市国民健康保険
保険税率の現状と課題について

令和 6 年 7 月 8 日

1 現状

- (1) 県の運営方針の中で定める賦課方式の 2 方式（所得割・均等割）への統一について、本市は既に 4 方式（所得割・資産割・均等割・平等割）から 2 方式へ移行済みである。
- (2) 国民健康保険財政調整基金の残高については、令和 6 年 7 月 1 日時点において、4 億 3, 2 4 6 万 4, 2 5 8 円となるが、令和 6 年度末の残高は、約 2 億 9, 0 0 0 万円となる見込みである。
- (3) 現行の税率を据え置いた場合、令和 7 年度の国民健康保険特別会計予算の編成時において、基金残高見込額の 2 億 9, 0 0 0 万円の全額を充当しても、約 1, 5 0 0 万円の財源不足が見込まれる。

2 課題

- (1) 現状で整理した不足額を解消するための税率改定を行わない限り、令和 7 年度以降の国民健康保険特別会計の予算を組むことができない。
- (2) 令和 9 年度には、県が提示する市町村標準保険税率に統一する必要がある。
- (3) 令和 6 年度時点で市町村標準保険税率と本市税率との間に差がある。

【参考】令和 6 年度市町村標準保険税率と本市税率との差

	区分	市町村 標準保険税率	北本市税率 (現行)	比較増減
医療分	所得割	7.14 %	7.30 %	△ 0.16 %
	均等割	42,362 円	29,900 円	12,462 円
支援分	所得割	2.84 %	2.90 %	△ 0.06 %
	均等割	16,422 円	10,200 円	6,222 円
介護分	所得割	2.34 %	2.20 %	0.14 %
	均等割	16,560 円	14,700 円	1,860 円

3 税率改定の方向性

- (1) 令和9年度の県内市町村保険税率の準統一に向けたスケジュールを踏まえ、本市の税率改定については、この準統一に合わせることを前提に、令和7年度改定、令和9年度改定の2回の改定により段階的に揃え、被保険者の保険税負担が一気に上昇しないよう配慮する。
- (2) 令和7年度改定、令和9年度改定と段階的な改定とするため、令和7年度改定に際しては、令和7年度及び令和8年度の2ヶ年における国民健康保険財政の運営について、安定化が図れるよう配慮する。